

平成 16 年 2 月 18 日
総合科学技術会議事務局

研究開発を対象とする政策評価について

1. 第 31 回評価専門調査会（平成 16 年 1 月 20 日）における経緯
外部評価と「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）の関係について、参考 1 のような議論があった。
2. 評価法を所管する総務省への確認結果
評価法においては、各府省が「自ら評価する」（第 3 条第 1 項）と規定されているが、これは、府省が責任を持って評価するという意味であり、外部評価（注）を否定するものではない。
評価法においては、各府省がその所掌する政策を評価する際、客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、「政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること」（第 3 条第 2 項第 2 号）とされている。
同法の下「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定）」においては、事前評価及び事後評価の別なく、研究開発を対象とする評価の実施に当たっては、「「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえて行う」こととされている。
その大綱的指針においては、評価の公正さを高めるために、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者を評価者とする「外部評価を積極的に活用する」こととされている。
したがって、評価法の下における研究開発を対象とする政策評価については、研究開発施策であれ研究開発課題であれ、事前評価及び事後評価の別なく、外部評価を積極的に活用していくことが求められている。

（注）外部評価

大綱的指針では、「評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体、研究開発機関が評価実施主体となり、評価実施主体自らが選任する外部のものが評価者となる評価」とされている。

第31回評価専門調査会議事概要(案)[関係部分]

【経済産業省】(41～42ページ)

(途中省略)

次に、6ページをご覧ください。

評価の実施体制についてご説明します。まず、大きく言うと2つのパターンがあります。自己評価と呼んでおりますのがまず1点目ですが、これは外部の有識者の知見を活用しながら自らが評価するという類型で、施策及びプロジェクト等の事前評価、あるいは施策の中間・事後評価がこれに該当します。知見の活用の仕方については、右側のピンクの欄に書いておりますように、ワークショップやヒアリングなどを通じて知見を活用するものであるとか、あるいは検討会、メールレビューといった形で活用するものもあります。ここについては若干補足しますと、施策単位の技術評価というものは、政策評価法に基づく政策評価としても実施しているものです。私どもの技術評価指針というものは、科学技術基本計画に基づきます大綱的指針を受けた形の実施要領と、それから、政策評価法に基づく基本方針を受けた形での実施要領、この2つの側面を持っておりまして、施策評価の類型につきましても、政策評価の性格もあわせて持つものということをご理解いただきたいと思います。政策評価法におきましては、評価は行政機関自らが行うというように規定があるものですから、純粋に外部の人にやっていただくということとはできない仕組み¹になっております。少し回りくどい形ではあるのですが、外部の方にはもちろん見ていただくわけですが、形としては施策の所管部局が評価するというものになっているものです。これがまず1つのパターンです。

それから、2点目は外部評価です。これは純粋に外部の有識者の方々に評価をいただくというものです。類型としてはプロジェクト等の中間・事後評価と追跡評価、あるいは分野別、機関評価といったものが該当いたします。私どもの省には産業構造審議会というものがありまして、その下に産業技術分科会評価小委員会というのがあります。ここですべて審議・決定するというのが基本的な枠組みです。この小委員会は、鈴木基之先生を委員長に14人の委員で構成されるものですが、ただ、実際においては、すべてをこの委員会にかけると大変事務的にもわずらわしくなりますので、委員会の下にワーキンググループを設けたり、あるいはプロジェクト等を所管します課長が主催する検討会において、あらかじめ専門家の意見等を取りまとめまして、評価報告書の案を作成します。それを小委員会の方に上げて審議・決定いただくという手順をとっております。

(以下省略)

¹会議後、経済産業省から、「純粋に外部の人にやっていただくということとはできない仕組み」は「行政機関が評価実施主体として自ら評価を行う仕組み」という趣旨の発言であったとの訂正依頼あり。

【経済産業省】（４８～４９ページ）

これは施策単位のものはすべて政策評価法の政策評価としてやっておりますので、外部評価という形²はとれないものでして、一応行政機関みずからが評価するという建前なものですから、ここの参考１に掲げてある責任課が責任を持って評価をして、それで出す。ただ、その評価をするプロセスにおいて、学識経験者の知見を活用するというのが法律上定められておりますので、そこにおいて学識者の知見が反映されるということになっております。実際の運用を申し上げますと、実は建前はそうなのですが、検討会はやはり２回ぐらい開きまして有識者の方のご意見を賜るということで運用しております。

【畚野委員】（５２～５３ページ）

平澤先生の最後のところが、本当にエッセンスで現状を的確に出していると思います。確かに歴史も今まで長くないから未成熟なところがいっぱいありますし、データベースも欠如していることとか、ピアレビューに研究者の層の薄さというのがあって、これが現状なのですが、これは時間をかけてというか、歴史の中で改善していくよりしようがないし、日本の場合、各省の縦割りというのはかなりありますから、日本的な、日本に一番適したようなシステムをつくっていくよりしようがないとは思うのです。

その中で、ふり返ってみると今までというか、最近ここ１０年ぐらい、いわゆるＲ＆Ｄが注目されて、あるいは一種のＲ＆Ｄバブル、と言うより補正バブルの時期の中で一番の問題というか、こういうＲ＆Ｄのプロセスの中での最大の問題は、先ほど大石委員も言われましたが、最初の施策というか、最初の金を出す目標みたいなものがかなり問題だというのがいっぱいあるわけです。そこへきちんと評価がフィードバックできるような形でないと、やはり大きな流れの中で問題の増幅が起こる、あるいは自律機能を失うと思うのです。ただ、先ほどの経済産業省の方のお話だと、その辺のところは自己評価でよそから口を出してはいけないと法律に決まっていると言っておられて、私はよく知らないのですが、法律はそうなっているのですか。もしそうだとしたら、これは法律そのものが非常に問題だと思います。特にＲ＆Ｄでコストパフォーマンスも含めて長期的にいいものにしていくために、そこへきちんと事後評価の結果がフィードバックするような形にならないといけないと思うのですが、その辺のご意見は如何ですか。

² 会議後、経済産業省から、「外部評価という形」は「行政機関が評価実施主体とならない形」という趣旨の発言であったとの訂正依頼あり。

行政機関が行う政策の評価に関する法律 (平成13年法律第86号)

(政策評価の在り方)

第三条 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果(当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。)を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

2 前項の規定に基づく評価(以下「政策評価」という。)は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、次に掲げるところにより、行われなければならない。

一

(省略)

二 政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。

政策評価に関する基本方針 (平成13年12月28日閣議決定)

政策評価に関する基本計画の指針

4 事前評価の実施に関する基本的な事項

ア～エ (省略)

オ 研究開発を対象とする事前評価の実施に当たっては、法及び本基本方針で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成13年11月28日内閣総理大臣決定)を踏まえて行うものとする。

5 事後評価の実施に関する基本的な事項

ア～エ (省略)

オ 研究開発を対象とする事後評価の実施に当たっては、法及び本基本方針で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえて行うものとする。

国の研究開発評価に関する大綱的指針 (平成13年11月28日内閣総理大臣決定)

第2章 評価実施上の共通原則

3. 評価者の選任

評価の公正さを高めるために、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者を評価者とする外部評価(注1)を積極的に活用する。(以下省略)

(注1) 評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体、研究開発機関が評価実施主体となり、評価実施主体自らが選任する外部のものが評価者となる評価をいう。